

京都市職員共済組合公告第12号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市職員共済組合
理事長 星川 茂一

第9条を次のように改める。

(選挙区)

第9条 互選議員は、全ての市の部局及び地方独立行政法人京都市立病院機構を通じて選挙する。

2 選挙する互選議員の数は、10人とする。

第12条第1項中「当該選挙区における」を削る。

第13条第1項中「当該選挙区の」を「当該選挙の」に改め、第2項中「当該候補者となろうとする者の属する選挙区における」を削り、第3項中「当該選挙区の」を「当該選挙の」に改める。

第14条第1項中「当該選挙区に」を「当該選挙に」に改め、「各選挙区において選挙すべき」を削る。

第17条中「20日」を「30日」に改める。

第27条中「選挙の日」の下に「(次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあつては、第17条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日)」を加える。

第28条第1項中「この項」の下に「から第3項まで」を、「選挙は、」の下に「任命議員のうちから選挙する理事にあつては」を加え、「任命議員について」を削り、「とし、互選議員について任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該選挙の日)から」を「)から、互選議員のうちから選挙する理事にあつては第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から、それぞれ」に改め、同項ただし書を削り、同条第7項を同条第10項とし、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「組合会において行う。」の下に「ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了日前に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互

選議員のうちから選挙する理事にあつては、第 17 条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日)」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。」を加え、同項を同条第 8 項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、任命議員のうちから選挙する理事の任期の初日又は第 17 条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日のどちらか遅い日に生じるものとする。

第 28 条第 4 項中「第 1 項」の下に「及び第 3 項」を加え、同項に次のただし書を加え、同項を同条第 6 項とする。

ただし、理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

第 28 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項、第 3 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定による互選議員のうちから選挙する理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第 17 条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から 10 日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、互選議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ 10 日以内に行うことができる。

第 33 条第 4 項中「特定消防組合員は、」の下に「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 57 号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 9 条に規定する」を加える。

第 45 条第 1 項第 1 号中「1,000 分の 49.29375」を「1,000 分の 54.6575」に、「1,000 分の 2.2」を「1,000 分の 2.25」に、「1,000 分の 5.625」を「1,000 分の 6.895」に、「1,000 分の 3.175」を「1,000 分の 2.3525」に、同項第 2 号中「1,000 分の 39.435」を「1,000 分の 43.726」に、「1,000 分の 1.76」を「1,000 分の 1.80」に、「1,000 分の 4.5」を「1,000 分の 5.516」に、「1,000 分の 2.54」を「1,000 分の 1.882」に改める。

第 46 条中「1,000 分の 104.9375」を「1,000 分の 114.02」に、「1,000 分の 11.25」を

「1,000分の13.79」に改める。

第49条中「平成23年度」を「平成24年度」に、「1,122円」を「819円」に、「1,795円」を「1,310円」に改める。

第52条のみだし中「立会」を「立会い」に改める。

附則第2項中「1,000分の39.435」を「1,000分の43.726」に、「1,000分の1.76」を「1,000分の1.80」に、「1,000分の4.5」を「1,000分の5.516」に、「1,000分の2.54」を「1,000分の1.882」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公布の日から施行する。ただし、定款第45条、第46条、第49条及び附則第2項に係る変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第45条第1項、第46条及び附則第2項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)